



# 知っておきたい介護保険制度

## ～令和3年度介護保険制度

## 改正などのお知らせ～

☑ 高齢福祉課介護保険係（市役所1階⑤番窓口 ☎82-3196）

### 介護保険制度と第8期計画

介護保険は40歳以上の方が加入し、介護が必要になった高齢者とその家族を社会全体で支えていく制度です。介護保険は3年に1度、制度や保険料の見直しが行われていて、市でも2021年度～2023年度を対象にした「伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期計画）」を策定しました。

### 計画の概要

介護保険法の一部改正によって示された介護保険制度改正の内容に対応した計画です。

「住み慣れた地域で支え合いながら生き生きと暮らせるまちづくり」を基本理念に、自立した生活を続けるための介護予防や重度化防止の推進、地域の支え合い・助け合いなどの体制づくり、在宅医療と介護が一体的に提供できる体制の構築などに取り組めます。

また、計画では、これまでの給付実績を踏まえて今後3年間に於ける各種介護保険サービスの利用見込みなどを推計し、65歳以上の方の保険料を決定しました。

※計画の詳しい内容は担当窓口で閲覧できるほか、市ホームページでも公開しています。

### 介護保険制度の

### 主な改正内容

#### ① 介護保険サービスを利用したときの利用者負担額の変更

令和3年度介護報酬改定の改定率はプラスになり、訪問看護などの一部サービスを除き介護保険サービスの料金が引き上げられました。

料金の変更に伴い、サービスを利用したときに支払う利用者負担額も変わります。

※自己負担の増減は利用者によって異なります。

#### ② 利用者負担の上限額の変更

介護保険サービスの利用者は、所得に応じて決められた上限額までを負担します。その上限額を超えた分は申請により「高額介護サービス費」としてあとから支給されますが、今年8月から、現役並みの所得のある方の所得区分が細分化され、高所得者の自己負担上限額が引き上げられます。

具体的には、現行制度では現役並み所得者（世帯年収520万円（単身383万円）以上）の上限は4万4千円になっていますが、年収約1千600万円以上の利用者の場合の上限は14万100円、年収約70万円～約1千600万円未満の場合の上限は9万3千円へ引き上げられます。

#### ③ 介護施設を利用したときの 居住費などや食費の変更

施設を利用したときの居住費などや食費には基準になる額（基準費用額）が定められていますが、今年8月からは食費の基準費用額が変更されます。

また、住民税非課税世帯の方は申請して認められた場合「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費などや食費は負担限度額までの支払いになりますが、今年8月からは負担限度額の第3段階の細分化と食費の変更・受給要件の預貯金額の細分化が行われます。



## 65歳以上の方へ

### 介護保険料について

65歳以上の方（第1号被保険者）に納めていただく介護保険料は、介護保険の貴重な財源になっています。介護保険料は3年に1度見直しが行われ、市の介護保険料は、認定者数や介護給付費などの推計から下表のようにになりました。

今後も高齢化率の上昇とともに認定者数と介護給付費の増加が予想されます。保険料の上昇を最小限に抑えるためにも、市が主催する介護予防事業や地域で行われている介護予防グループなどに参加して、日頃の健康管理や介護予防に努めましょう。

### 介護保険料決定通知書を送付します

65歳以上の方の保険料は、4月1日現在の被保険者本人と世帯員の方の令和3年度住民税課税状況などを基に決定し、6月上旬に市から決定通知書を送付します。

お手元に届いた通知書の内容を必ずご確認ください。

### 低所得者の保険料を軽減します

令和元年10月の消費税10%への引き上げに伴い、65歳以上の方（第1号被保険者）で住民税非課税世帯（保険料段階第1・第2・第3段階）の方の介護保険料を軽減します。

保険料段階		対象者	2018年度～2020年度 (年額)	2021年度～2023年度 (年額)
本人が住民税非課税	非課税世帯	第1段階	17,900円 ※本来は29,900円 (12,000円軽減)	17,700円 ※本来は29,500円 (11,800円軽減)
		第2段階	29,900円 ※本来は44,800円 (14,900円軽減)	29,500円 ※本来は44,300円 (14,800円軽減)
		第3段階	41,800円 ※本来は44,800円 (3,000円軽減)	41,300円 ※本来は44,300円 (3,000円軽減)
	課税世帯	第4段階	53,800円	53,100円
		第5段階	59,800円	59,100円
本人が住民税課税	第6段階	71,700円	70,900円	
	第7段階	77,700円	76,800円	
	第8段階	89,700円	88,600円	
	第9段階	101,600円	100,400円	

※今年度から、合計所得金額は下記の額を用いて計算します

- ①本人が住民税非課税の方：給与所得（給与所得と公的年金所得の両方がある方に対する所得調整控除前の金額）から10万円を控除した額
- ②本人が住民税課税の方：給与所得か公的年金所得が含まれている場合、これらの合計額から10万円を控除した額

### 保険料（普通徴収）の納付に

ご協力をお願いします

介護保険料は、40歳から64歳の方（第2号被保険者）は医療保険料と併せて徴収、65歳以上の方（第1号被保険者）は年金からの天引き（特別徴収）か納付書・口座振替による納付（普通徴収）で納めていただいています。このうち、普通徴収になる方は、年度途中で65歳以上になつた方・年金が年額18万円未満か受給していない方・老齢福祉年金を受給している方、年度途中で伊達市に転入した方などが対象で、期別ごとに定められた納期限までに保険料を納める必要があります。

納付書は、伊達市指定金融機関やコンビニエンスストアでお支払いができます。また、口座振替にすると毎月指定振替日に自動で引き落とされます。ご希望の方は担当にご連絡ください。

### 介護保険料の減免制度

災害で財産に著しい損害を受けた・生計維持者の死亡や事業廃止などによる所得の大幅減少・新型コロナウイルス感染症の影響で収入が前年よりも一定以上減少する見込みであるなどの理由で保険料の納付が困難な場合は、申請をすると減免制度を利用できる場合があります。詳しくは、担当にお問い合わせください。